

申立書

私(当社)は、下記の1～5までのいずれにも該当しないことを申立てます。なお、いずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を届け出ます。また、1～5までのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、「大阪ものづくり優良企業賞2017」の受賞を取り消されても何ら異議の申し立てを行いません。

記

- 1 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。)
- 2 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。)
- 3 暴力団密接関係者(大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。)
- 4 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- 5 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

なお、第三者に当該事業の全部又は一部を行わせる場合には、第三者が上記各号のいずれかに該当することとなった場合又はいずれかに該当していたことが判明した場合にその旨を直ちに届出ます。

平成 年 月 日

住所(所在地)
(企業名)
(代表者氏名)

㊞

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条(抜粋)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 2 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 3 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 4 指定暴力団連合 第4条の規定により指定された暴力団をいう。
- 5 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 6 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 7 暴力的要求行為 第9条の規定に違反する行為をいう。
- 8 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第9条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

大阪府暴力団排除条例第2条(抜粋)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「法」という。)第二条第二号に規定する暴力団をいう。
- 2 暴力団員 法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。
- 3 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。
- 4 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして公安委員会規則で定める者をいう。
- 5 入札参加資格者 建設工事(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第一項に規定する建設工事をいう。)の請負、役務の提供又は物品の購入その他の調達のうち府が発注するもの(以下「公共工事等」という。)に係る入札の参加者の資格を有する者をいう。
- 6 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条及び第62条第1項(抜粋)

第49条 公正取引委員会は、第七条第一項若しくは第二項(第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。)、第八条の二第一項若しくは第三項、第十七条の二又は第二十条第一項の規定による命令(以下「排除措置命令」という。)をしようとするときは、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について、意見聴取を行わなければならない。

第62条 第七条の二第一項(同条第二項及び第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。)若しくは第四項又は第二十条の二から第二十条の六までの規定による命令(以下「納付命令」という。)は、文書によつて行い、課徴金納付命令書には、納付すべき課徴金の額、課徴金の計算の基礎及び課徴金に係る違反行為並びに納期限を記載し、委員長及び第六十五条第一項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならない。